



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

東京都渋谷区代々木二丁目6番5号
りらいあコミュニケーションズ株式会社
(コード番号:4708 東証第一部)
代表取締役社長 中込 純
問合せ先 広報・IR室長 岩本 健一郎
電話 03(5351)7200(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり平成28年6月24日開催予定の第29回定時株主総会で承認されることを条件として、以下の通り、定款の一部を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 当社および当社子会社の事業内容の拡大ならびに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものです。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待が十分に発揮できるよう定款の一部を変更するものです。
なお、現行定款第25条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月24日(予定)

以上

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～38. <条文省略> <新設></p> <p><u>39.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第24条<条文省略></p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第26条～第31条<条文省略></p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～38. <現行のとおり></p> <p><u>39.</u> <u>金融商品仲介業</u></p> <p><u>40.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第24条<現行のとおり></p> <p>(<u>非業務執行取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>非業務執行取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第26条～第31条<現行のとおり></p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</p>